

子どもの権利条約



イラスト／土田義晴

【目次】

条約採択10周年記念国際会議 —子ども参加の模索も—	1
今秋にも「青少年基本法」国会上程か？	2
人権擁護推進審議会答申を読む	3
「国旗・国歌」って何？	4
チルドレン・エクスプレスでの研修	5
〈翻訳〉CE記事「白熱する制服問題」	6～7
子どもの権利条約ネットワークのいま	7
フォーラム'99を条約表現の契機に	8

条約採択一〇周年記念国際会議 ジュネーブで開催

子ども参加の模索も

平野 裕 二

一九九九年九月三〇日（木）～一〇月一日（金）、ジュネーブ（スイス）の欧州国連本部で「子どもの権利条約一〇周年記念会議：達成と挑戦」が開催された。

国連人権高等弁務官事務所と子どもの権利委員会の共催で開かれたこの国際会議の目的は、条約一〇周年にあたってこれまでの成果と問題点を振り返り、これから条約よりよい形で実施していくためにどのような措置が必要とされているかを特定することである。参加者数は少なくとも二〇〇人は越えていたろう。第一日目の夜は、フィリピンのステアウェイ財団によるストリート・チルドレンのミュージカルも上演された。

実質的な議論が行われたのは、第一日目の午後から第二日目の午前中にかけて「法律を現実化する」「子どもの権利を議論に載せる」「権利実現のためのパートナーシップを構築する」の各テーマで行われた分科会である。第二日目の午後の全体会で各分科会から今後の条約実施のための勧告が発表され、採択された。勧告全文の日本語訳は、もう少し詳しい会議の報告とともに「季刊子どもの権利条約」第六号（一月中旬刊、エイデル研究所）に掲載する。

子どもたちの率直な発言

今回の会議には、ユニセフの手に配によりアルバニア、ベルギー、マリ、メキシコ、オランダ、フィリピン、イギリスの七カ国から一五名の子どもたちが

が参加した。それぞれ、自分の国や地域で子どもの権利の促進に携わっている子どもたちである。このほか、ペル、フィンランド、カナダなどからも子どもが参加している。子どもたちは率直な発言でしばしば会場を沸かせた。たとえば第一日目の

午前中に開かれた全体会では、二つの国際機関の代表が壇上から挨拶したあと、オランダからきた一六歳の少女が「自分の組織の宣伝ばかり。自分たちにはなくもつと子どもに焦点を当ててほしい」と発言して拍手喝采を浴びている。

第二日目の午前中の第二分科会で「子ども参加」をテーマとした論議が行われたさいには子どもたち自身がパネリストを務め、寸劇などの手法を活用しながらプレゼンテーションを行った。子ども参加の重要性を語るおとなの会議をパロディの対象にした寸劇では、子どもの権利委員会の議長が「あれは私のことじゃないわよね」と尋ねる一幕も。

いくつかの具体的な提案も出された。子どもたちもつとも力を入れたのは、各国に子ども議会を作ったうえで「世界子ども議会」を作ってほしいという提案である。国レベル・国際レベルの決定も子どもたちに重要な影響を与えるのであり、すでにいくつかの国で実践されている学校評議会や地方

評議会を一步進めたものにすぎないと
の意見が出された。また、子どもの権
利委員会の委員を、最初はひとりでい
いから子どもにしてほしいという提案
も出されている。各国で子ども・青少
年団体の設立を促進し、それをおとな
が支援する（とくに子どもの訓練をす
る）ことの必要性も強調された。

子どもが涙ながらの抗議

事件が起こったのは、各分科会から

の勧告の採択が発表された第二日目の
全体会である。勧告がひととおり読み
上げられたあと、マイクをとったオラ
ンダの少女は泣きながら「何を言おう
としているのかわからない」と抗議し、
「何も達成できなかった。話を聴いても
えなかった。私たちにはわかるよう
に話してもらおう権利がある。……分科
会に参加できたのはよかったけど、結果
にはがっかりした。おとなの世界にちゃ
んとした場所がほしい」と述べた。ほ
かの子どもたちからも、たとえば子ど

も議会の設置が具体的に勧告されてい
ないことなどの疑問の声が出された。
これに対し、メアリー・ロビンソン
国連人権高等弁務官は、「子ども参加
についてはおたがいに学んでいかなけ
ればならない。勧告は耳で聴くとわか
りづらいが、貴重なもの。しかし、そ
ういう不満を言ってもらうことは必要
で、感謝したい。子ども参加を改善す
るあり方を学んでいく」という趣旨の
ことを述べた。どこかで聞いた話だと
思われる読者もいるだろう。そう、九

八年の子どもの権利条約フォーラム
（福岡）の最後の子どもたちと主催者
の間で交わされたやりとりと、本質的
には同じである（本誌四一号参照）
子ども参加のあり方については世界
的に模索が始まったばかりであること
を象徴する出来事だった。この事件に
対する国際NGO関係者の反応がまた
冷静で興味深いのだが、紙幅が尽きた
ため「季刊子どもの権利条約」での報
告に譲ることとした。

今秋にも「青少年基本法」国会に上程か？

喜多明人

一九九九年九月二日、先の通常国
会で衆議院に設置された「青少年問題
に関する特別委員会」の理事レベルの
「勉強会」が開かれた。委員会サイドで
は、可能ならば秋の臨時国会で超党派
の議員立法として「青少年基本法」な
るものを上程する意向があり、私を含
めて三名の「意見陳述者」が一〇分間
ずつ意見陳述した。その後一時間ほど
理事の議員との意見交換が行われた。

私が意見陳述したのは、所属する日
本教育法学会が「子どもの権利基本法

要綱案」を作成し公表（同学会編「提
言「子どもの権利」基本法と条例」三
省堂）したためである。権利主体とし
ての子ども親に基づき、子ども参加、
虐待からの緊急救済・防止などを盛り
込んだ「子ども基本法」であるべきだ、
とそこで主張した。

子ども観を

めぐって「温度差」

この委員会の印象として、昨今の相
次ぐ少年事件を何とかしようという雰
囲気が伝わってくるのだが、委員会内
部にはどうも子どもの捉え方子ども
親に「温度差」があるように感じられ
た。子ども問題に対するおとな社会の
責任を問う意識は同じなのだが、一方
では、受身的な子ども観をベースとし
て、環境規制を強化しようという空気
が強くある。「青少年健全育成条例」の
ごとき条例による性産業等の風紀的環
境規制には限界があるから、国が規制

自律的自己の確立へ

——青少年問題審議会答申

今年の七月二日、青少年問題審議
会は、「戦後」を超えて「青少年
の自立と大人社会の責任」という答申

してほしい、といった発想である。し
かし、もう一方では、インターネット
時代の中で環境規制には限界がある。
規制を強めるよりも、むしろ子ども自
身が自分に必要な情報を選び取る力や
受け取る情報について批判的に読み取
る力メディア・リテラシーを身につけ
ることが大切ではないか。そのような
意味で子どもたちが積極的に情報ア
クセス権を行使できる主体として力が
つくようにおとな側が支援していくべ
きではないか、という空気も伝わって
きた。

を発表した。この答申でも、最後のほうで「具体的提案」として「青少年育成に関する基本的な法律（青少年育成基本法（仮称））の制定に向けて検討する」とある。「青少年育成の基本理念、

各主体の責務、基本的施策、推進体制等について規定することが考えられる」と述べているが、こう末尾に付け加えられている点を見逃してはいけなと思う。「青少年の有害な行為等の規制

の関する総合的な法令の整備を要望する声が高く、当審議会においても議論があった」が、「二世紀の青少年行政においては、青少年の自律的自己の擁立を最高次の目標に据え、いたずらに

管理、規制を強化する方向で考えるべきではない。この「青少年の自律的自己の確立を最高次の目標に」という言葉を私たちおとな世代はじっくりかみ締めていくべきではないか。

子どもの権利の視点から

人権擁護推進審議会答申を読む

内 田 塔 子（早稲田大学大学院生）

来るべき二世紀は、一九四八年の世界人権宣言以来、国連を中心に進められてきた人権保障の努力が実を結び、「人権の世紀」となることが期待されています。一九九三年には、世界人権会議において人権教育の重要性が指摘され、翌年の第四九回国連総会では「人権教育のための国連一〇年」を宣言する決議とその行動計画が採択されました。このような世界的動向を受けて、日本でも内閣に同計画の推進本部が設置され、同本部で一九九七年七月四日、同計画に沿った、国内行動計画が策定・公表されました。人権保障を基本原理とする憲法のもと、さまざまな人権問題が山積しているのが日本の実状ですが、こうした問題の解決にむけた

取り組みの一つとして、全国レベルで人権問題を検討する人権擁護審議会が組織されています。同審議会は、一九九九年七月二九日「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（注1）を答申しました。この答申は、前述の国内行動計画の一環として作成されていますが、子どもの権利に焦点を絞ってみると、その内容には、不足感があります。

答申にみる現状把握と改善のための国の施策

子どもの人権問題の現状として、①子どもの間のいじめ、教師による児童生徒への体罰、親による子どもの虐待②施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発③在日朝鮮人児童生徒への差別、嫌がらせ等の事件④マスメディアによる、少年事件における加害者本人のプライバシー侵害の問題、といった点が挙げられています。このような現状を改善するための人権教育の方策例として、学校教育において国がとるべき措置として、効果的な指導方法や学習教材についての資料収集・調査・研究と各学校への情報の提供、教員研修、人権教育推進のための教職員配置の見直しなどが提示されています。

実効性に疑問

今回の答申を読んでいると、各々の機関に応じて、さまざまな施策を考えていることがわかりますが、その実効性については、疑問も多く残りました。こと子どもの人権を教育の面から考えたとき、そこでの人権問題の背後では、さまざまな要素が複雑に交錯していることも多く、一機関の個別的対策では効果も限られましよう。法務省のみが、人権問題をその専管事項として抱え込んでいるのは、子どもの人権問題は、なかなか改善を見えないでしょう。少なくとも法務省、文部省、厚生省といった各省の連携は必須でしょうし、新しい試みを模索するだけでなく、人権意識がなかなか浸透しない現状の分析・考察をすすめる、その原因を取り除く努力も必要だと思われまいます。（注1）答申の全文は、人権HP（<http://www.jinken.or.jp>）で閲覧できます。

「国旗・国歌」って何？

山田 奈津帆（高校生）

朝日新聞のアンケートを

高校生に

帰国子女の友達にも指摘された。日本では、国旗・国歌に対して誇りや愛着を持っていない、と。しかし今年は、国旗・国歌について考えざるを得なかった。私たちにとって、国旗や国歌とは何なのだろう。納得のいく間もなく、国会で「国旗および国歌に関する法律案」は可決してしまったけれども、その問題を考えることは決して無意味ではないと思う。

まだこの法案が可決されていなかった七月、実際に「日の丸掲揚・君が代斉唱」をする機会の多い学生の意見を聞こうと、数十人の友人に対してアンケートを行った。内容は、以前朝日新聞で行ったものと全く同じ。主に私の高校に通う高校生を対象とした。その結果からまず思ったことは、焦るようにこの法案を可決させたことは、やはり間違っていた、ということだ。大多数の人が、この法案に納得していないか、もっと話し合うべきだと答える。学校の式典にまつわるごたごたも、法律では解決できないだろう、と。

法律で決めてもいい？

法律で国旗・国歌を定める必要はないという人もいたが、私はやはり、以前の状況は曖昧すぎると思う。「あれは本当の国旗・国歌じゃない」と教えておいて、音楽の教科書の君が代は「国歌」と書かれ、各種式典でも国旗・国歌として扱われている。こんな曖昧な状況でいるよりは、国旗・国歌を法律で定めてしまった方が良いと思う。しかし、それに日の丸と君が代がふさわしいとは思えない。アンケートの結果を見ても、両方ともあまり支持されていなかった。日の丸はまだしも、とにかく君が代に対する反発が大きい。メロディーやテンポがしっくりこない・歌詞が時代に合わない、と答えた人が多かった。歌にくいし、歌詞の意味が分からない、という意見も多数見られた。

君が代の歌詞は納得いかない

実は私は、君が代が短歌で、曲も日本らしいところは気に入ってたりもする。だが、詞の内容はかなり納得いかない。私は、天皇に対する敬愛の念と

かそういうたぐいの感情は抱いていないし、国民主権の時代に「君が代」で日本を表現してもらいたくないと思っている。捉え方次第とも言えけれども、ここが大日本帝国であった頃にはつきりと「天皇主権の代」とされていたものに、政府が今更どういう解釈をつけようが、しよせんそれは詭弁ではないだろう。政府がどう解釈するかの問題ではないはずだ。

「君が代」の部分だけでも変えるとか、歌を変えよう方向に向かうべきであつたと思う。

考えるのをやめてはいけない

私たちの国は、大日本帝国ではない。戦争を境に変わったのだ。それなのに、大日本帝国の国旗・国歌をそのまま使用するのはおかしいと、ある人が言っていた。私もそう思う。国が新しくなったら、国旗・国歌も新しくすべきだ。その意味で、私は日の丸も国旗として認められない。君が代ほど明確に多くを語らないけれど、日の丸もやはり、旧日本のものだ。

〈高校生アンケートから〉

1	日の丸に親しみを…	感じる	31	感じない	24
2	君が代に親しみを…	感じる	10	感じない	44
3	日の丸を法制化する…	必要がある	17	必要ない	30
4	君が代を法制化する…	必要がある	3	必要ない	52
5	法律で式典のごたごたはさけられる	賛成	4	反対	50
6	法律で、強制力が強まると…	思う	43	思わない	14
7	君が代のイメージは？	日本の伝統を感じる			8
		厳かな感じがする			16
		歌詞が時代に合わない			31
		メロディーやテンポがしっくりこない			22
8	「君」は象徴天皇だと…	思う	6	思わない	37
9	戦争中を思い出すという声に…	共感できる	28	共感できない	27
10	この法案に…	賛成	6	反対	36
11	この法案を可決するのは…	もっと議論を尽くしてから	26	今の国会で	20

今、国旗は日の丸で国歌は君が代であるとしてしまつたけれども、法律は変えられないものではない。法律になつてしまつたらすべて終わり、ではないのだ。だから、考えることをやめてはいけないと思う。その法律は果たして適切なのか、私たちにとって国旗・国歌とは何なのか、を。

チルドレン・エクスプレスでの研修

—— 楽しく充実した三か月 ——

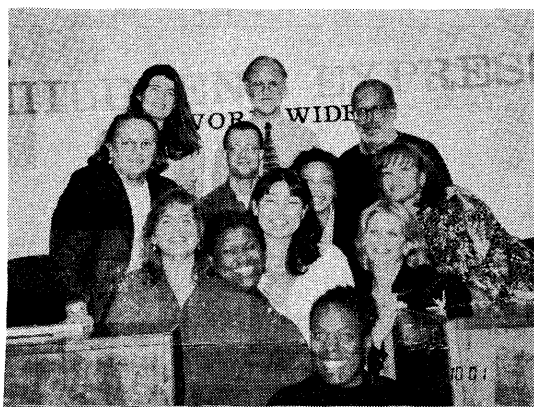
安部 芳 絵 (運営委員)

子どもたちの取材に同行!

華氏で一〇〇度を越える暑さ。日本と同じほど高い湿度。そんなワシントンD.Cの八月のある日、子どもたちの取材に同行しました。この日行われたインタビューはケロッグ財団からの年度継続型助成金を得て行われている「ダイバーシティ・プロジェクト」の一環としてワシントンD.Cのなかの「ダイバーシティ(多様性)」を訪ねようというもので、イギリスからのインターンを含む五人のエディターが参加しました。最初の訪問先は「ラテン・アメリカ・ユースセンター」。ラテン系アメリカ人の増加は首都でも顕著であり、その子ども達がアメリカ社会でどのような困難に遭遇しているかをインタビューしました。その後は子ども達を中心になって活動しているNGO、障害をもつ子どものNGO、カルト宗教を信仰している子ども達へのインタビューなども行いました。

子ども理事大活躍

九月二十四日にチルドレンズ・エクスプレスの理事会が行われました。十人ちよつとの理事たちはジェンダー、人種に配慮されており、もちろん子ども理事もいます。ジュリーというマリーキヤット支局(ミシガン支局)の女の子です。マリーキヤット支局はCEのほかの支局に比べ、とても田舎にあります。が、ジュリーは各支局で行われた子ども達による選挙で経て理事に選ばれました。



チルドレンズ・エクスプレスのスタッフたち
(中央が筆者)

した。「たったひとりの子ども理事だから緊張するかもしれないけれど、『子どもの視点』からの発言はあなたにしかできないの」というスタッフの言葉を聞いて、ジュリーも大活躍しようです。また子どもの権利条約ネットワークとの交流に理事のみなさんとはとてもエキサイトしている様子でした。

CEの強さの秘密

CEのエディター、レポーター、トレーニングが九月二五日(土)に行われました。午後一時から行われたレポーター・トレーニングにはCEに入りたい二十人以上の子ども達が参加。お父さんやお母さんに連れられてきた子ども達に年齢をきくと恥ずかしそうに「ハオ」「十才」という答えがかえってきました。トレーニングに先立って親達

には一端ビューローから帰ってもらいます。「四時半にはもどってきていただいて結構です」とアシスタントビューロー・ディレクターのフランシス(ハーワード大学学生、CEの卒業生)が言う。親・子ども双方が不安顔に。さて、子ども達だけのトレーニングの始まりです。

毛糸を使ったアイスブレーキングから始まり、CEの歴史やクイズなどすべてがティーンエディターによって行われて行きます。ティーンエディターのわからないところは、フランシスがフォローしていました。最後には小人数のグループで模擬インタビューもこないしましたが、日本で言えば高校生のティーンエディターが小・中学生の年齢の子ども達にとってもわかりやすくCEジャーナリズムを伝えているのには感動すら覚えました。親達が迎えに戻ってくる頃には、あんなに心配顔だった子ども達も「CEの一員」としての誇りをもっており、とてもほほえましく、そして「このトレーニングこそがCEの強さなのかな」と感じました。

別れ、そして始まり

私のCEのインターンは十月一日で終了となりました。最後の日、スタッフと子ども達の笑顔に囲まれて私は泣いてしまいました。本当に大きな家族のような雰囲気の中、楽しく充実した三か月でした。一端はCEともお別れですが、フォーラムへのCEの子どもの参加を含め交流はまだこれからが始まりです!

日本でも制服（標準服）問題は校則と関係して子どもを取り巻く大きな問題となっていますが、今回はチルドレンズ・エクスプレス・ニューヨーク支局の子ども達が制服問題について取り上げた記事をご紹介します。チルドレンズ・エクスプレスの子ども達はインタヴューを行ってそれを記事にするほかに今回のように

あるテーマにそって子ども達だけでラウンドテーブルを行い、ティーン・エディターがそれを編集するというやり方でも記事を書いていきます。THE NEW YORK AMSTERDAM NEWS 一九九八年七月一日―十七日版に掲載されたものです。

〈翻訳〉CE記事

白熱する「制服」問題

『制服について尋ねたら

ほとんど全ての子が

『反対』って答えるよ』

CE News Team シャーメイン・ルイス（十六才）

モニック・ビショップ（十五才）

チルドレンズ・エクスプレスのレポーター・グループはニューヨーク市教育委員会が公立学校に制服を導入することを検討している件に関してランドテーブルを行った。

CE..制服についてどう思いますか。

ベン・エイベルソン（十三才）..いいアイデアだとは思わない。個性を出しにくくなっちゃうし。もし周りの人

間と全く同じ格好を強制させられたら、区別がつかなくなるよ。

ニコル・ハロウ（十三才）..教育委員会は制服のことに忙しくて、子ども達を取り巻く学校でのもっと深刻な問題、例えばドラッグやギャンクなどを考えていない。新しいプログラムや本を購入するための財源をどうするかと。

アンドレア・フスカ（九才）..私は、教育委員会は問題がある子どもだけに焦点をあてるべきだと思います。

CE..制服を着ることが規律を教えることになったり、生徒の行動をよくすると思いますか。

アンドレア..関係ないと思います。いつも誰かがトラブルを起こそうとしているから。私は制服がなくても規律は重要な役割を果たすと思っています。ベン..規律はテストの点や成績を上げ生徒を勉強に集中させるけれど、僕は成績や学校で何をすることは重要ではないと思う。もっと重要なのは自由に考えるのを練習することだよ。

オリビア・ライアン（九才）..着ている服で生徒の行動が良くなるなんて全く思いません。だって中身は同じ人間だもの。着ているものがちよっと違うだけ。

アンドレア..トミー・ヒルフィガーが作ったかどうかなんて気にしません。有名なデザイナーが制服を作るかどうかは問題じゃありません。制服自体、

トレーニングをするCEの子ども

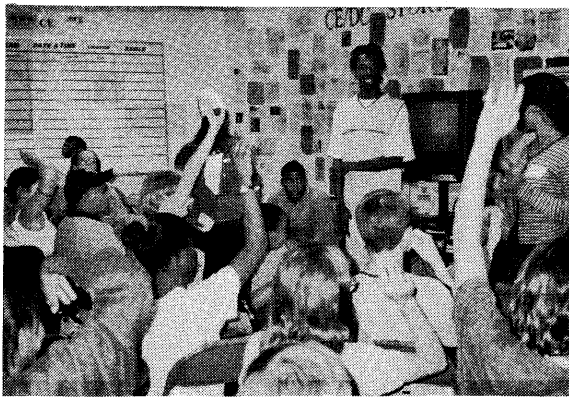


いい考えだとは思えないし。

ベン..これは全部管理につながっていると思う。教育委員会は生徒が何を着るかを管理したいんだ。生徒が何を発言し、どのように自分を表現するかも管理したいんだよ。

ジェオナ..私達は制服を着るべきじゃないと思う。なぜならもうすでに私立では制服を導入しているから。着たいものを着る権利を私達は持つべきだと思う。

ニコル..私は生徒が礼儀正しく着る限り、そして水着とかをきて動き回らない限り、何を着てもいいと思う。でも、例えのしる言葉が書かれたシャツを着ていても、どうして礼儀正しい服装をしないのか教えてくれたら納得できるよ。だからきちんとした服装をしているか、または他の人の気持ちを害さない服であれば大丈夫だと思う。ベン..一体なにが礼儀正しい服装な



トレーニングをするCEの子ども

の？僕は着たいものはなんでも着れるようになるべきだよ。言うまでもなく僕は自由の国にいるんだから、基本的な自由は誰からも取り上げられない。何を着ても誰も気にしないように心を広げる努力をすべきだと思う。

CE…ニューヨークで発生する凶悪な犯罪を考えたときに、例えば赤とか青の制服を着ること、で犯罪のターゲットではなくなり、その意味で制服着用が安全につながると思いますか。

オリビア…犯罪に巻き込まれるのはほとんどが高校生だと思ってるのですが、教育委員会は高校ではなくて小学校だけに制服を導入しようとしています。だ

から関係ないと思います。

ベン…制服を導入することは殺人や傷害をなすことにはならないと思う。

CE…もしも教育委員会が制服についての意見を子どもにきくなどして選択肢を与えてくれたら今よりも状況は良くなるとおもいますか。

アンドレア…私達の意見を聞いてくれたらもっと良くなると思います。

ジェフリー・ジャクソン(十才)…制服についての考えを尋ねたらほとんど全ての生徒が制服は必要ないと答えると思うよ。

ニコル…制服についてどう思うか尋ねて、その子どもが友達に囲まれていたら、『友達』『反対』と言ったら私も『反対』と言わなきゃ。だって私が制服に賛成しているとわかったらたぶんみんなはこれ以上私の友達ではいてくれないだろうから。』と思うよ。私は制服に反対だけど、少しだけただ試してみようかやってみたらいいかもしれない。新しいことはとにかく試してみなきゃ。

ジェフリー…もし君の隣に友達が座っていて『制服反対』と言っても君は自分自身の考えを持つべきだと思うよ。僕は本当に制服に賛成なんだ。

ニコル…生徒が制服を気に入るかどうかちよつと試して見たらいいよ。そして本当に生徒がいやだと思ったら教育委員会は制服導入をやめるべきだね。

レポータートレーニング希望者募集!!

十一月二十七日(土)代々木オリンピックセンターにて、CEの子ども達によるトレーニングをおこないます。午前九時から十一時まで。八才から十八才までの子どもであればだれでも参加できます。詳しくはネットワーク事務局。安部芳絵まで。

子どもの権利条約

ネットワークのいま

運営委員会からのメッセージ

第一期学習講座が無事に終了した現在、運営委員会では、十一月に開催される「子どもの権利条約フォーラム99」に向けての取り組みや、今年から始まったChildrens Express(アメリカ)との交流などの活動を重点的に行っています。

今年が「子どもの権利条約国連採択一〇周年、国内発効五周年」と記念すべき年であるため、「子ども」に関係する様々な団体とともに、フォーラム'99の成功に向けて取り組んでいます。これまでのフォーラムを踏まえ、より良いものになりたいと考えていますので、御意見や御協力をよろしく願っています。なお、フォーラムの運営スタッフ(ボランティア)を募集しています。内容や日数等詳しくは事務局までお問い合わせください。

またChildrens Express(以下、CE)との交流では、十一月のフォーラムに合わせてCEに参加している子ども四人が来日し、子どもアクション広場や分科会に参加するというところもあり、その受け入れ体制について話を具体的に詰めています。また、CEでは来年度をめどに東京事務所を開設する予定でもあり、本ネットワークとCEの関係のあり方については、今後運営委員会で議論していくこととなります。

またこれら以外にも会員拡大キャンペーン(予定・十月中旬～一月)の実施や、二～三月に予定している第2期学習講座についてなども検討が開始されています。これらの内容や方法などについて御意見や御提案がありましたら事務局までお寄せください。

フォーラム'99を 条約実現の契機に

今年度の子どもの権利条約フォーラムは四年ぶりに東京で開催されることになりました。ここ数年、フォーラムは、「条約の市民検証」、「地域からの条約実現」などを大きな目標の柱とし、全国的な条約の普及をめざして、大阪、川崎、福岡と、様々な地域での開催を実現してきました。

今年度は、これまでの、「地域からの条約実現」の視点を引き継ぎながらも、子どもの権利条約が国連で採択されてから一〇周年、日本政府が条約に批准してから五周年という節目の年にあたり、「国、自治体、NGOの対話とパートナーシップ」を、フォーラムの大きなテーマのひとつとして、特にシンポジウムで取り上げることとなりました。国からは文部省、自治体からは東京都と川西市、NGOからは市民オンブズマンと子どもの電話相談活動に取り組む団体から、それぞれパネリストが参加し、子どもの救済活動について、また、三者の連携について、討議することになりました。様々なレベルで子どもの権利保障に取り組んでいる関係者が、個々に活動するだけでなく、パートナーとして連携をはかっている手がかかりができるならば、今後にむけた大きな成果が期待できます。

また、今回のフォーラムには、アメリカや

フィリピンなど、海外からの子どもたちの参加が予定されています。いずれも、子どもの権利保障のために活動している子どもたちで、国内の子どもたちや、おとなと、交流・討論の機会を準備していますので、これも今後につながる大きな成果が期待できます。

さらに、今回は、これまでのフォーラムではじめて、東京周辺の子どもたちの権利保障の活動をしている市民団体に参加を呼びかけ、企画運営団体として主に分科会の企画を担当してもらう形をとりました。現在、十一の団体が参加し、それぞれの団体が企画内容をほぼ固めたところです。各団体が、これまで専門的に取り組んできた課題に関するテーマだけに質的にも大変充実した企画となつています。そして、さらに、子ども関係の団体が一堂に会して共同企画をもつことで、活動上の交流・協力だけでなく、人的交流も大いに促され、条約普及に大いに貢献することが期待できます。

今回のフォーラムが採択一〇周年、批准五周年にふさわしく、条約実現、進展の契機になるよう、みなさまのご協力、ご参加をお願いします。

藤井幹雄（フォーラム'99事務局）

子どもの権利条約 のこれから

—国連・子どもの権利委員会
(CRC) の勧告を活かす

●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編

本体価格1714円＋税

学校でとりくむ 子どもの権利条約

—国連・子どもの権利勧告を活かす

●子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円＋税

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 原鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641

解説 子どもの権利条約 [第2版]

永井憲一・寺脇隆夫／編

B6判 1400円

検証 子どもの権利条約

子どもの権利条約フォーラム実行委員会／編

四六判 1700円

学習 子どもの権利条約

子どもの権利条約ネットワーク／編

四六判 1900円

喜多明人・荒牧重人・平野裕二／著

A5判 3800円

学校犯罪と少年非行

学校地域でできる非行防止プログラム

日本評論社

03(3987)8621
FAX 03(3987)8590

「子どもの権利条約」No.46
1999年10月15日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105-0022 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時～午後6時)
<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント